

号外第1（令和3年3月5日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

	頁
[条例]	
△ 横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例【建築局建築指導課】	2
△ 横浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例【総務局行政・情報マネジメント課】	6
△ 横浜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例【財政局税制課】	9
△ 横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例の一部を改正する条例【経済局企業誘致・立地課】	10
△ 横浜市保育所条例の一部を改正する条例【こども青少年局保育・教育運営課】	21
△ 横浜市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	22
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例【環境創造局大気・音環境課】	23
△ 横浜市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例【道路局技術監理課】	28
△ 横浜市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局指導課】	30
△ 横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例を廃止する条例【健康福祉局食品衛生課】	32

条 例

横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例をここに公布する。

令和3年3月5日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第2号

横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、特定空家等に起因する危険を回避するため
の措置に関し必要な事項を定めることにより、空家等の適切な管理の促進を通じて市民の生活環境の保全を図り、及び適切な管理が行われていない空家等に起因する危険から市民の生命又は身体を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等を適切に管理しなければならない。

2 空家等に係る敷地の所有者等が当該空家等に係る建築物若しくはこれに附属する工作物又は立木その他の土地に定着する物（以下「建築物等」という。）を所有せず、又は管理していない場合には、当該空家等に係る敷地の所有者等は、当該建築物等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、当該空家等に係る建築物等の所有者等に対する働きかけを行うように努めなければならない。

(市の責務)

第4条 横浜市は、空家等の所有者等による空家等の適切な管理の促進に必要な措置その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとする。

(空家等に関する対策)

第5条 市長は、次に掲げる方針及び法第6条第1項の規定に基づく空家等対策計画に基づき、総合的かつ計画的に空家等に関する対策を推進するものとする。

(1) 空家等の適切な管理及び適切な管理が行われていない空家等の状態の改善は、空家等の所有者等が自ら行うことを原則とすること。

(2) 適切な管理が行われていない空家等の状態の改善に取り組むに当たっては、助言、指導及び支援を効果的に組み合わせて所有者等による改善を促進するとともに、必要に応じてその他の措置を適切に講ずること。

(3) 横浜市と地域住民、自治会、町内会、関係機関その他関係者（以下「地域住民等」という。）とが相互に連携し、及び協力すること。

（情報の提供の求め等）

第6条 市長は、法第10条第3項の規定により空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求める場合は、関係する地方公共団体の長のほか、地域住民等に対し求めることができる。

2 市長は、適切な管理が行われていない空家等の状態の改善のため必要があると認める場合は、地域住民等に対し、当該空家等の所有者等に連絡を取ることその他の協力を求めることができる。

（危険の周知等）

第7条 市長は、次に掲げる場合において、特定空家等に起因する危険について周知する必要があると認めるときは、当該特定空家等の所在地、用途、状態その他市民の生命又は身体を保護するため市長が必要と認める事項について、当該特定空家等への標識の設置その他の方法により公示することができる。

(1) 法第14条第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に係る措置を執らなかつた場合

(2) 法第14条第2項の規定による勧告が行われるべき者を確知することができない場合（同条第1項の助言又は指導が行われるべき者を確知することができない場合を含む。）

2 市長は、前項第1号に掲げる場合において、同項の規定による公示をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、特に緊急の必要があると認める場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

(1) 公示する理由

(2) 公示の方法及び内容

(3) 公示する日時

(4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項ただし書の場において、当該勧告を受けた者の所在が判明しなくなつたときその他第1項の規定による公示後において通知することが困難な事情があるときを除き、当該公示後速やかに、当該勧告を受けた者に対し、前項各号に掲げる事項を通知するものとする。この場合において、同項第1号及び第3

号中「公示する」とあるのは「公示した」と読み替えるものとする。

4 市長は、第1項第2号に掲げる場合において、同項の規定による公示後に当該勧告が行われるべき者を確知したときは、確知後速やかに、当該勧告が行われるべき者に対し、第2項各号に掲げる事項を通知するものとする。この場合において、同項第1号及び第3号中「公示する」とあるのは「公示した」と読み替えるものとする。

5 市長は、前3項の規定による通知をした場合（前2項の規定による通知をした場合にあっては、第1項の規定による公示が継続しているときに限る。）においては、当該通知を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

6 第1項の規定により特定空家等に標識を設置する場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

（応急的危険回避措置）

第8条 市長は、次に掲げる場合において、当該特定空家等に起因して、市民の生命又は身体に重大な危険が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

(1) 特定空家等の所有者等を確知することができない場合

(2) 真にやむを得ない事情があり、特定空家等の所有者等が直ちに当該特定空家等の状態を改善するための措置を行うことができないと認められる場合

2 市長は、前項第2号に掲げる場合において、同項の措置を行おうとするときは、あらかじめ、当該措置に係る特定空家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、特に緊急の必要があると認める場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

(1) 措置を行う理由

(2) 措置の内容

(3) 措置を行う日時

(4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項第2号に掲げる場合において、同項の措置を行ったときは、速やかに、当該措置に係る特定空家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。同項第1号に掲げる場合において同項の措置を行い、当該措置後に当該特定空家等の所有者等を確知したときも、同様とする。

- (1) 措置の内容
 - (2) 措置を行った日時
 - (3) 措置に関して支出した費用の額
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 4 第1項の措置に関して支出した費用は、特定空家等の当該措置に係る部分の所有者等の負担とする。
- 5 前項の費用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入とする。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

横浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月5日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第3号

横浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例

横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

横浜市新事業分野開拓事業者等認定委員会	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に規定する認定に係る実施計画等についての審査に関する事務	8人以内
横浜市新技術・新製品開発促進助成金交付審査会	横浜市内の中小企業の新技術及び新製品の開発等に係る経費の一部を助成する中小企業新技術・新製品開発促進助成金の交付対象者の選定についての審査に関する事務	13人以内

」

を

「

横浜市新技術開発等支援事業審査会	横浜市内の中小企業の新技術及び新製品の開発等に係る経費の一部を助成する中小企業新技術・新製品開発促進助成金の交付対象者の選定について並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に規定する認定に係る実施計画についての審査に関する事務	13人以内
------------------	--	-------

」

に、

「

健康横浜21推進会議	健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき策定した健康増進計画である健康横浜21の推進に係る総合調整、関係団体が行う健康づくり活動の	20人以内
------------	---	-------

	支援その他健康づくりに関し必要な事項についての調査審議に関する事務	
横浜市石綿ばく露健康リスク調査専門委員会	石綿による健康への影響に関する調査の実施に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内

」

を

「

健康横浜21推進会議	健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき策定した健康増進計画である健康横浜21の推進に係る総合調整、関係団体が行う健康づくり活動の支援その他健康づくりに関し必要な事項についての調査審議に関する事務	20人以内
------------	--	-------

」

に、

「

横浜市建築物環境配慮評価認証委員会	横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）第141条の4第1項に規定する建築物環境配慮計画の認証に係る評価内容についての調査審議に関する事務	5人以内
横浜市公共建築物耐震工法検討委員会	公共建築物等の用途に適した耐震工法についての審議に関する事務	8人以内

」

を

「

横浜市建築物環境配慮評価認証委員会	横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）第141条の4第1項に規定する建築物環境配慮計画の認証に係る評価内容についての調査審議に関する事務	5人以内
-------------------	---	------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

横浜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月5日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第4号

横浜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

横浜市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年10月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を削り、同条第4項中「は、申出者」を「は、審査を申し出る者（以下「申出者」という。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第5条第1項中「前条第4項」を「前条第3項」に改め、同条第2項中「前条第5項」を「前条第4項」に改める。

第11条第4項中「、提出者がこれに署名押印し」を削る。

第12条第2項中「、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

第12条第3項中「、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第12条第4項中「、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月5日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第5号

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例の一部を改正する条例

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（平成30年3月横浜市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「特定事業者」を「特定基準経常利益事業者」に、「300,000,000円」を「200,000,000円」に改め、同条第5号を次のように改める。

- (5) 基準経常利益事業者 基準事業年度の前事業年度以前の3事業年度の経常利益の額の合計額が100,000,000円以上又は基準事業年度の前事業年度の経常利益の額が50,000,000円以上の中小企業者又は大企業者で、特定基準経常利益事業者以外のものをいう。ただし、中小企業者又は大企業者が、次条第3項に規定する承継をした者その他規則で定める者である場合は、規則で定めるところにより算定した経常利益の額又はこれに相当する額が規則で定める額以上の者とする。

第2条第6号中「関内再生事業」を「特定再生事業」に改め、「関内周辺地域」の次に「又は新横浜都心地域」を加え、同条第10号を次のように改める。

- (10) 賃貸研究所 研究所として賃貸することを目的とした施設をいう。

第2条第14号を削り、同条第13号中「関内再生型賃貸業務ビル」を「特定再生型賃貸業務ビル」に、「関内再生事業」を「特定再生事業」に改め、「（研究開発型特定賃貸業務ビルを除く。）」を削り、「500平方メートル以上」を「当該家屋の新築の場合にあっては500平方メートル以上、増築又は改修の場合にあっては250平方メートル以上」に、「1,500平方メートル以上」を「当該家屋の新築の場合にあっては1,500平方メートル以上、増築又は改修の場合にあっては750平方メートル以上」に改め、同号を同条第14号とし、同条第12号中「、事業所及び特定賃貸型研究開発施設、」を「として、又は」に改め、「又は事業所、特定賃貸型研究開発施設及び特定集客施設」、「又は特定賃貸型研究開発施設」及び「（特定賃貸型研究開発施設として賃貸する部分の床面積が規則で定める割合以上であるもの（以下「研究開発型特定賃貸業務ビル」という。））にあっては、10,000平方メートル以上）」を削り、同号を同条第13号とし、同条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加え

る。

- (11) 賃貸工場 別表第2に規定する指定産業に係る工場として賃貸することを目的とした施設をいう。
- 第2条第15号を次のように改める。
- (15) 企業立地等 企業立地等促進特定地域又はそれ以外の市域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化調整区域並びに同法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域を除く。以下同じ。）において行われる次に掲げる行為（規則で定める行為を除く。）をいう。
- ア 企業立地等促進特定地域ごとに別表第2に規定する分野の事業を営む中小企業者又は大企業者が、同表に定めるところにより行う次に掲げる行為
- (ア) 事業所（本社等以外の事務所を除く。（カ）において同じ。）を設置し、又は拡張すること。
- (イ) 賃貸研究所又は賃貸工場（以下「賃貸研究所等」という。）として賃貸すること（特定賃貸業務ビルとして賃貸することを除き、賃貸研究所等として賃貸する部分の床面積（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分の床面積を除く。以下同じ。）の合計の2分の1以上を、市内に研究所又は工場（以下「研究所等」という。）を有しない中小企業者若しくは大企業者で研究所等を設置するもの又は市内に研究所等を有する中小企業者若しくは大企業者で研究所等を設置するもののうち市内において研究所等を拡張することとなるものに賃貸する場合に限る。）。
- (ウ) 特定賃貸業務ビルとして賃貸すること（特定賃貸業務ビルの事業所として賃貸する部分の床面積の合計の2分の1以上を、市内に事業所を有しない中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもの又は市内に事業所を有する中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもののうち市内において事業所を拡張することとなるものに賃貸する場合に限る。）。
- (エ) 特定集客施設を設置すること。
- (オ) 研究所等（先端技術工場（研究所を併設する工場で規則で定めるものをいう。以下同じ。）を除く。）を先端技術工場に変更すること（以下「先端技術工場への変更」という。）。
- (カ) 事業所の設備を新設し、増設し、又は更新すること。
- (キ) 賃貸研究所等又は特定賃貸業務ビルの設備として賃貸す

ること。

- イ (ク) その他規則で定める行為をすること。
 企業立地等促進特定地域以外の市域において、大企業者が、別表第3に定めるところにより行う次に掲げる行為
 (ア) 市内に事業所を有せず、又は本社等以外の事務所のみを有する大企業者が、事業所（本社等以外の事務所を除く。）(イ)において同じ。）を設置すること。
 (イ) 市内に事業所を有する大企業者が、投下資本額が7,000,000,000円以上の規模で事業所を設置し、若しくは拡張し、又は先端技術工場への変更をすること。
 (ウ) その他規則で定める行為をすること。
- ウ 企業立地等促進特定地域以外の市域において、中小企業者が、別表第3に定めるところにより行う次に掲げる行為
 (ア) 事業所（本社等以外の事務所を除く。）を設置し、若しくは拡張し、又は先端技術工場への変更をすること。
 (イ) その他規則で定める行為をすること。
- エ 関内周辺地域又は新横浜都心地域において、中小企業者又は大企業者が、別表第4に規定する行為を行い、特定再生型賃貸業務ビル又はその設備として賃貸すること（特定再生型賃貸業務ビルの事業所として賃貸する部分の床面積の合計の2分の1以上を、市内に事業所を有しない中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもの又は市内に事業所を有する中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもののうち市内において事業所を拡張することとなるものに賃貸する場合に限る。以下「特定再生企業立地等」という。）。
 オ みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域、港北ニュータウン地域、京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域において、別表第2に規定する分野（同表に規定する自然科学研究に関連する分野で規則で定めるものを除く。）の事業を営む特定基準経常利益事業者が、家屋を賃借して、規則で定めるところにより従業者の人数が100人以上の規模の本社等を設置すること（以下「100人型固定資産賃借企業立地等」という。）。
 カ みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域、港北ニュータウン地域、京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域において、別表第2に規定する分野（同表に規定する自然科学研究に関連する分野で規則で定めるものを除く。）の事業を営む特定基準経常利益事業者又は基準経常利益事業者が、次に掲げる行為をすること（以下「50人型固定資産賃借企業立地等」という。）。

(ア) 特定基準経常利益事業者が、家屋を賃借して、規則で定めるところにより従業者の人数が50人以上100人未満の規模の本社等を設置すること。

(イ) 基準経常利益事業者が、家屋を賃借して、規則で定めるところにより従業者の人数が50人以上の規模の本社等を設置すること。

第3条第1項中「前条第14号アからウまで」を「前条第15号アからエまで」に改め、「5,000,000,000円以上」の次に「(同号イ(イ)に掲げる行為に係る企業立地等を行おうとする場合は7,000,000,000円以上)」を加え、「同号エ」を「同号オ若しくはカ」に改め、同条第2項第1号中「事業所」の次に「、賃貸研究所等」を加え、「関内再生型賃貸業務ビル」を「特定再生型賃貸業務ビル」に改め、同条第4項第3号ア中「、固定資産賃借企業立地等を行おうとする中小企業者又は大企業者にあつては事業開始日から7年(みなとみらい21地域若しくは横浜駅周辺地域に係る固定資産賃借企業立地等又は外資系企業者企業立地等の場合にあつては、8年。以下同じ。))を経過する日までの間(固定資産賃借企業立地等に係る事業を休止した期間がある場合にあつては、7年に当該休止した期間を加えた期間。以下同じ。))」を削り、同号イを次のように改める。

イ 固定資産賃借企業立地等を行おうとする中小企業者又は大企業者にあつては、事業開始日から7年(50人型固定資産賃借企業立地等である場合は5年)を経過する日までの間(固定資産賃借企業立地等に係る事業を休止した期間がある場合は、7年(50人型固定資産賃借企業立地等である場合は5年)に当該休止した期間を加えた期間。以下同じ。))における当該企業立地等に係る事業の継続に関する事項及び事業を廃止した場合の違約金に関する事項

第4条第1項中「同条第2項第1号から第4号まで」を「同条第2項第1号、第2号又は第4号」に改め、「(同項第3号に掲げる事項の変更にあつては、同条第4項の規定により認定を受けた外資系企業者が外資系企業者でなくなる場合に限る。))」を削る。

第5条第1項及び第2項中「関内再生企業立地等」を「特定再生企業立地等」に、「関内再生事業者」を「特定再生事業者」に改める。

第9条第1項中「関内再生企業立地等」を「特定再生企業立地等」に改め、「5,000,000,000円以上」の次に「(第2条第15号イ(イ)に掲げる行為に係る企業立地等の場合は7,000,000,000円以上)」を加え、「関内再生事業者」を「特定再生事業者」に改め、同項第3号中「100分の8」を「別表第8に規定する助成率」に改め、同条第2項中「関内再生企業立地等」を「特定再生企業立地等」に、

「100分の12を乗じて得た額」を「、関内周辺地域にあつては100分の10を、新横浜都心地域にあつては100分の8を乗じて得た額」に、「関内再生事業者」を「特定再生事業者」に改め、同条第6項中「第1項及び第2項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項又は第2項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項又は第2項」に改め、同項ただし書中「次のいずれかに該当する」を「、当該固定資産取得企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止している」に改め、同項各号を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、複数の固定資産取得事業者がそれぞれ行う固定資産取得企業立地等により1棟の建物を区分して所有することを実質的に一の事業計画を形成している場合その他の複数の固定資産取得事業者がそれぞれ行う固定資産取得企業立地等又は複数の特定再生事業者がそれぞれ行う特定再生企業立地等が実質的に一の事業計画を形成していると認められる場合で、当該それぞれの固定資産取得事業者又は特定再生事業者に係る前2項の規定により算出する助成金の合計額が別表第5に規定する上限額を超えるときは、認定事業計画に係る投下資本額の比率に応じ、当該上限額を当該複数の固定資産取得事業者又は特定再生事業者にあん分し、交付するものとする。

第10条第1項中「第2条第14号ア(イ)、(ウ)」を「第2条第15号ア(イ)、(ウ)、(キ)」に、「関内再生企業立地等」を「特定再生企業立地等」に改め、「除く」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「3年」を「1年」に、「応じて、別表第8に規定する助成金を」を「、1人当たり500,000円を乗じて得た額(その乗じて得た額が25,000,000円を超える場合は、25,000,000円)の助成金を、」に改め、同項ただし書中「期日までに当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止した」を「次のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該認定事業者が、期日までに当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止したとき。
- (2) 当該認定事業者が固定資産賃借企業立地等を行う認定事業者(以下「固定資産賃借事業者」という。)である場合において、基準日における規則で定める本社等の従業者の人数が、100人(50人型固定資産賃借企業立地等を行う固定資産賃借事業者にあつては50人)に満たないとき。

第10条第4項中「前条第4項から第6項まで」を「前条第5項から第7項まで」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

第11条第2項中「準用する第9条第4項」を「読み替えて準用する第9条第5項」に改める。

第13条第1項中「交付すべき第9条第1項又は第2項に規定する」を「第9条第1項から第3項までの規定に基づき交付すべき」に、「（関内再生企業立地等にあつては、100分の12）」を「、関内周辺地域における特定再生企業立地等の場合は100分の10又は新横浜都心地域における特定再生企業立地等の場合は100分の8」に改める。

第14条第1項中「第9条第4項」を「第9条第5項」に改め、同項第2号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

第16条第1項中「固定資産賃借企業立地等を行う認定事業者（以下「固定資産賃借事業者」という。）」を「固定資産賃借事業者」に、「固定資産賃借事業者が、地方税法第321条の8第1項の規定により市民税を申告納付する者である場合にあっては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間である事業年度を、同条第4項の規定により市民税を申告納付する者である場合にあっては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間である連結事業年度」を「地方税法第321条の8第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間である事業年度」に、「4年（固定資産賃借企業立地等が、外資系企業者企業立地等以外でみなとみらい21地域若しくは横浜駅周辺地域に係るもの又は外資系企業者企業立地等で関内周辺地域、新横浜都心地域、京浜臨海部地域若しくは臨海南部工業地域に係るものである場合にあっては5年、外資系企業者企業立地等でみなとみらい21地域又は横浜駅周辺地域に係るものである場合にあっては6年」を「5年（50人型固定資産賃借企業立地等である場合は3年）」に改め、同条第3項第3号中「100人」の次に「（50人型固定資産賃借企業立地等である場合は50人）」を加える。

第17条第1項中「7年」の次に「（50人型固定資産賃借企業立地等である場合は5年）」を加える。

第18条第1項中「事業所」の次に「、賃貸研究所等」を加え、「関内再生型賃貸業務ビル」を「特定再生型賃貸業務ビル」に改める。

附則第1項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

別表第2中「第14号ア及びエ」を「第11号、第15号ア、オ及びカ」に改め、同表みなとみらい21地域及び横浜駅周辺地域の項中「、事業所及び特定賃貸型研究開発施設、」を「として、又は」に改め、「又は事業所、特定賃貸型研究開発施設及び特定集客施設」を削り、「設置する」を「設置し、又は規則で定める行為をする」に改め、同表関内周辺地域の項及び新横浜都心地域及び港北ニュータウン

ン地域の項を次のように改める。

<p>関内周辺地域</p>	<p>全ての分野</p>	<p>1 事業所（本社等以外の事務所を除く。）を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。 (1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。 (2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。 (3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。 2 特定集客施設を設置し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。 (1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。 (2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。 (3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、特定集客施設の設備として、償却資産を取得すること。</p>
<p>新横浜都心地域</p>	<p>全ての分野</p>	<p>事業所（本社等以外の事務所を除く。）を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。 (1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。 (2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。 (3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p>

別表第2京浜臨海部地域、鶴見東部工業地域、鶴見西部・港北東部工業地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域、旭・瀬谷工業地域、港北中部工業地域及び内陸北部工業地域の項中「研究所等（研究所を併設する工場で規則で定めるもの（以下「先端技術工場」という。）を除く。）を先端技術工場に」及び「研究所等を先端技術工場に」を「先端技術工場への変更を」に、「指定産業の研究所等」を「賃貸研究所等」に改め、同項の前に次のように加える。

<p>港北ニュータウン 地域</p>	<p>全ての分野</p>	<p>1 事業所（本社等以外の事務所を除く。）を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p>
------------------------	--------------	--

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条第15号イ及びウ、第16号）

事業所（本社等以外の事務所を除く。）を設置し、若しくは拡張し、又は先端技術工場への変更をする目的で、次に掲げる行為をすること。

- (1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。
- (2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。
- (3) 前2号に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。

別表第4各号列記以外の部分中「第2条第14号ウ」を「第2条第15号エ」に、「関内再生型賃貸業務ビル」を「特定再生型賃貸業務ビル」に改め、同表第3号中「昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した」を「第3条第1項の規定による認定の申請があった日において、新築の工事が完了した日から20年を経過した」に改め、同表第6号中「関内再生型賃貸業務ビル」を「特定再生型賃貸業務ビル」に改める。

別表第5中「第9条第1項」を「第9条第1項、第3項」に、「新横浜都心地域、港北ニュータウン地域、京浜臨海部地域及び臨海

南部工業地域」を「上記以外の企業立地等促進特定地域」に改め、「上記以外の企業立地等促進特定地域及び」を削る。

別表第6から別表第8までを次のように改める。

別表第6（第9条第1項第1号）

事業所等の種類	助成率	
	中小企業者	大企業者
事業所（本社等以外の事務所及び先端技術工場以外の工場を除く。）及び特定集客施設	100分の10	
工場（先端技術工場を除く。）	100分の10	100分の8
特定賃貸業務ビル	100分の8	

（備考）

特定賃貸業務ビルを賃貸することを目的とする企業立地等に係る助成金の助成率については、事業所として賃貸する部分の当該事業所の種類にかかわらず、特定賃貸業務ビルの助成率を適用する。

別表第7（第9条第1項第2号）

事業所の種類	助成率	
	中小企業者	大企業者
賃貸研究所等	100分の8	
工場（先端技術工場を除く。）	100分の10	100分の8
上記以外の事業所		100分の10

別表第8（第9条第1項第3号）

認定事業計画における地域の別	事業所の種類	助成率	
		中小企業者	大企業者
港北ニュータウン地域	賃貸研究所	100分の8	
	工場（先端技術工場を除く。）	100分の10	100分の8
	上記以外の事業所（本社等以外の事務所を除く。）	100分の10	
新横浜都心地域及び企業立地等促進特定地域以外の市域	工場（先端技術工場を除く。）	100分の10	100分の8
	上記以外の事業所（本社等以外の事務所を除く。）	100分の10	

別表第9第2項の表を次のように改める。

固定資産賃借企業立地等	控除額算定基準額	控除額
100人型固定資産賃借企業立地等	1,400,000円以下	0円
	1,400,001円以上100,000,000円以下	当該控除額算定基準額で、その額に100円未満の端数があると

		きはこれを切り上げた額
	100,000,001円以上	100,000,000円
50人型固定資産賃借企業立地等	700,000円以下	0円
	700,001円以上100,000,000円以下	当該控除額算定基準額で、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り上げた額
	100,000,001円以上	100,000,000円

別表第9備考2(2)及び3中「第10条の2の8」を「第10条の2の11」に改め、同表備考6中「100未満」の次に「(50人型固定資産賃借企業立地等の場合は50未満)」を加える。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定(「固定資産賃借事業者が、地方税法第321条の8第1項の規定により市民税を申告納付する者である場合にあっては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間である事業年度を、同条第4項の規定により市民税を申告納付する者である場合にあっては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間である連結事業年度」を「地方税法第321条の8第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間である事業年度」に改める部分に限る。)は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用し、同日前にこの条例による改正前の横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者については、なお従前の例による。
- 新条例第16条第1項は、附則第1項ただし書に規定する施行の日(以下「ただし書施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下「令和4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(令和4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)がただし書施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

- 4 た だ し 書 施 行 日 前 に 開 始 し た 事 業 年 度 （ 連 結 子 法 人 の 連 結 親 法 人 事 業 年 度 が た だ し 書 施 行 日 前 に 開 始 し た 事 業 年 度 を 含 む 。 ） 分 の 法 人 の 市 民 税 及 び た だ し 書 施 行 日 前 に 開 始 し た 連 結 事 業 年 度 （ 令 和 4 年 旧 法 人 税 法 第 15 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 連 結 事 業 年 度 を い い 、 連 結 子 法 人 の 連 結 親 法 人 事 業 年 度 が た だ し 書 施 行 日 前 に 開 始 し た 連 結 事 業 年 度 を 含 む 。 ） 分 の 法 人 の 市 民 税 に つ い て は 、 旧 条 例 の 規 定 は 、 な お そ の 効 力 を 有 す る 。

横浜市保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月5日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第6号

横浜市保育所条例の一部を改正する条例

横浜市保育所条例（昭和26年3月横浜市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

横浜市永田保育園
横浜市三春台保育園

を
」

「

横浜市永田保育園

に、
」

「

横浜市港南台第二保育園
横浜市野庭保育園

を
」

「

横浜市港南台第二保育園

に、
」

「

横浜市左近山保育園
横浜市白根保育園

を
」

「

横浜市左近山保育園

に、
」

「

横浜市鴨居保育園
横浜市竹山保育園

を
」

「

横浜市鴨居保育園

に改める。
」

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

横浜市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月5日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第7号

横浜市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月横浜市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「条例」を「公立小学校等及び条例」に改め、同条中「第19条」を「公立小学校等及び第19条」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月5日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第8号

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第92条第1項中「第18条の15第1項」を「第18条の17第1項」に、「第2条第12項」を「第2条第11項」に改める。

第94条及び第94条の2中「第18条の15第1項」を「第18条の17第1項」に改める。

第2条 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第1項第1号中「排水指定物質」の次に「のうち、排出を防止すべきものとして規則で定める物質の種類」を加える。

第70条の3第1項ただし書中「非常災害のために必要な応急措置として行う」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 土壌の掘削を伴わない土地の形質の変更
- (2) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定める土地の形質の変更
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

第75条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該許可に係る事項を超えない範囲の変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。

第76条中「同条第2項第1号又は第4号に掲げる事項の」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第72条第2項第1号又は第4号に掲げる事項の変更
- (2) 前条第1項ただし書に規定する規則で定める変更

第86条第1項中「特定小規模施設を設置しよう」を「特定小規模施設（規則で定めるものを除く。）を設置しよう」に改める。

第89条を次のように改める。

（定義）

第89条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 石綿含有建築材料 吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料で規則で定めるものをいう。
- (2) 石綿排出作業 石綿含有建築材料が使用されている建築物

等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気の汚染の原因となるものとして規則で定めるものをいう。

(3) 石綿排出工事 石綿排出作業を伴う建設工事をいう。

第89条の次に次の1条を加える。

(石綿排出作業による大気の汚染の防止)

第89条の2 石綿排出工事の発注者（石綿排出工事の注文者で、他の者から請け負った石綿排出工事の注文者以外のもをいう。以下この節において同じ。））、元請業者（発注者から直接石綿排出工事を請け負った者をいう。以下この節において同じ。）若しくは下請負人（石綿排出工事の元請業者から当該石綿排出工事の全部又は一部（石綿排出作業を伴うものに限る。以下この節において同じ。）を請け負った他の者（その請け負った石綿排出工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）をいう。以下この節において同じ。）又は自主施工者（石綿排出工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下この節において同じ。）は、当該石綿排出工事における石綿排出作業による大気の汚染の防止に努めなければならない。

第91条第1項中「石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者又は当該建設工事の発注者」を「石綿排出工事の発注者、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者」に、「当該石綿排出作業」を「当該石綿排出工事における石綿排出作業」に改め、同条第2項中「建設工事を施工する者又は当該建設工事の発注者」を「石綿排出工事の発注者、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者」に、「とる」を「執る」に改める。

第92条第1項中「石綿排出作業（」を「石綿排出工事の発注者又は自主施工者（次項に規定するものを除く。）は、当該石綿排出工事における石綿排出作業（規則で定めるもの及び」に改め、「特定粉じん排出等作業」の次に「に該当するもの」を加え、「を伴う建設工事の発注者又は当該建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「当該建設工事の発注者等」という。）は、当該石綿排出作業」を削り、同項ただし書を削り、同項第1号から第5号までを次のように改める。

(1) 当該石綿排出工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該石綿排出工事の場所

(3) 当該石綿排出作業の対象となる建築物等の部分における石

綿含有建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

(4) 当該石綿排出作業の種類

(5) 当該石綿排出作業の実施の期間

第92条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 当該石綿排出作業の方法

第92条第2項中「前項ただし書の場合において、当該建設工事の発注者等」を「災害その他非常の事態の発生により前項に規定する石綿排出作業を緊急に行う必要がある場合における当該石綿排出作業を伴う石綿排出工事の発注者又は自主施工者」に改める。

第92条の2を削る。

第93条の見出し中「測定」を「測定等」に改め、同条中「石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者」を「石綿排出工事の元請業者又は自主施工者」に、「当該石綿排出作業」を「当該石綿排出工事における石綿排出作業（規則で定めるものを除く。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（石綿排出作業の完了に係る報告）

第93条の2 前条の規定による測定を行った石綿排出工事の元請業者は、当該石綿排出工事における石綿排出作業が完了したときは、規則で定めるところにより、当該石綿排出工事の発注者に対し、前条の規定による測定の結果その他規則で定める事項について書面により報告しなければならない。

第94条第1号から第4号までを次のように改める。

(1) 当該作業を伴う石綿排出工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該作業を伴う石綿排出工事の場所

(3) 当該作業の実施の期間

(4) 当該作業に係る第93条の規定による測定の結果

第94条の2及び第95条を次のように改める。

（石綿排出作業の届出等に係る勧告）

第94条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、該当する者に対し、必要な措置を執るよう勧告することができる。

(1) 第92条又は前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第93条の規定による測定、記録及び保存をしていないとき。

（発注者等の配慮）

第95条 石綿排出工事の発注者は、当該石綿排出工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該石綿排出工事の請負契約に関する事項について、当該石綿排出工事における石綿排出作業が第90条の指導基準に適合すること及び当該元請業者が第93条の規定による測定を行うことを妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならない。

2 前項の規定は、石綿排出工事の元請業者又は下請負人が当該石綿排出工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときについて準用する。

第101条中「に規定する」を「の」に改める。

第126条第1項中「同条第1項第2号から第4号まで」を「同条第1項各号」に、「の変更をしようとするときは、その変更の日の30日前まで」を「を変更したときは、その日から起算して30日以内」に改め、同条第2項を削る。

第156条第1項中「第91条第2項」の次に「、第94条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第92条第1項の改正規定（「第2条第12項」を「第2条第11項」に改める部分に限る。） 公布の日

(2) 第1条の規定（前号に掲げるものを除く。） 令和3年4月1日

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第70条の3第1項の規定は、横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第70条第2項に規定するダイオキシソ類管理対象地内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して30日を経過する日以後に土地の形質の変更（条例第62条に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）に着手する者について適用し、同日前に土地の形質の変更に着手する者については、なお従前の例による。

3 新条例第86条第1項の規定は、施行日以後に特定小規模施設（条例第83条に規定する特定小規模施設をいう。以下同じ。）を設置しようとする事業者について適用し、施行日前に特定小規模施設を設置しようとする事業者については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「旧条例」という。）第86条第1項の規定による届出

- がされた特定小規模施設であって、新条例第86条第1項に規定する規則で定めるものに該当するものについては、条例第86条第2項、第87条及び第88条の規定は、適用しない。
- 5 施行日前に大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号。以下「改正法」という。）による改正後の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「新法」という。）第18条の17第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る建設工事については、新条例第89条、第89条の2、第91条及び第93条から第95条までの規定は適用せず、なお従前の例による。
- 6 新条例第89条、第89条の2及び第91条から第95条までの規定は、施行日から起算して7日を経過する日以後に着手する建設工事（旧条例第92条の規定による届出がされた石綿排出作業に係る建設工事であって同日前に着手していないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）及び施行日前に新法第18条の17第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る建設工事を除く。）について適用し、施行日から起算して7日を経過する日前に着手した建設工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。
- 7 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に改正法による改正前の大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業を伴う建設工事に係る附則第1項第2号に掲げる規定による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例第92条及び第94条の規定による届出並びに第94条の2の規定による説明については、なお従前の例による。
- 8 新条例第126条の規定は、施行日以後に条例第124条第1項各号に掲げる事項を変更した者について適用し、施行日前に同項各号に掲げる事項を変更した者については、なお従前の例による。
- 9 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

横浜市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月5日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第9号

横浜市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市道路の構造の技術的基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第4種の道路（自転車道を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第4種の道路（自転車道を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第10条第1項中「第4種の道路」を「第4種（第3級を除く。次項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第11条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第32条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第40条中「第8条第1項」の次に「、第10条第1項及び第2項」を加える。

第41条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

第44条を第45条とし、第43条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第86号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月5日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第10号

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第11号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項中第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第14条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第14条の2第1項中第12号を第15号とし、第11号の次に次の3号を加える。

(12) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するため部分という。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(13) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合において漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とするとともに、充電用ケーブルを冷却するため用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(14) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第14条の2第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 屋外に設ける急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第74条第1項第8号の次に次の1号を加える。

- (8)の2 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備（この条例による改正後の横浜市火災予防条例第14条の2第1項に規定する急速充電設備をいう。）に係る位置、構造及び管理の基準については、なお従前の例による。

横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年3月5日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第11号

横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例を廃止する条例

横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例（平成17年6月横浜市条例第64号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。